

第35号議案

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和2年4月30日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例

(国民健康保険条例の一部改正)

第1条 神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例第24号)の一部を次のよう  
に改正する。

第4条に次の1号を加える。

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1  
条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「新型コロナウイルス感  
染症」という。)に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給  
第10条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第10条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定す  
る給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)  
を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服す  
ることができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱  
等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に  
服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服  
することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間  
について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月  
以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除し  
た金額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上

10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第10条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第18条の2第1項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

第23条の3第1項中「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項」を「所得税法第28条第2項」に改め、「と」、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」を削る。

附則第2項中「所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項」を「所得税

法第35条第3項」に改め、「と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」」を削る。

（後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）広域連合条例附則第5条から第7条までの規定による傷病手当金の支給に係る申請の受付

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の神戸市国民健康保険条例第10条の2から第10条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

理 由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給する等に当たり、条例を改正する必要があるため。



あるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第10条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けられなかつた場合においてその受け取った額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

(保険料の減額)

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主，  
賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については，同法第313条第3項，第4項又は第5項の規定を適用せず，所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項，第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の

2 前項の規定により市が支給した金額は，当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1)～(3) 略

2. 3 略

(特例対象被保険者等に係る特例)

第23条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に

所得税法

第28条第2項

給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

2, 3 略

附 則

（公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

所得税法

第35条第3項

(参考 2)

神戸市後期高齢者医療に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(本市が行う事務)

第2条 本市は、次に掲げる事務を行う。

(1)～(5) 略

(6) 広域連合条例附則第5条から第7条まで  
の規定による傷病手当金の支給に係る申請の  
受付

(6) 略

(7)

(7) 略

(8)